

(様式第2号)

(表面)

仙台市 (健保生) 指令第

号

申請団体名 :

代表者役職、氏名 : 様

環境衛生改善機器等整備補助金交付指令書

年 月 日 付けで申請のありました環境衛生改善機器等整備事業については、仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長

(公印省略)

補助の条件 (1)

- 1 補助金は、ほかの経費に流用できません。
- 2 偽りその他不当な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全額または一部返還を求めます。
- 3 この指令を受けた後に事業内容に変更が生じたときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。
- 4 事業完成後は、速やかに環境衛生改善機器等整備事業完成届の提出により、事業の報告をしてください。
- 5 補助金は、事業が適切に完了されたことを確認した後に確定し交付します。

(裏面)

補助の条件（２）

- 1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
- 2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。
- 4 補助事業を行うために締結する契約は、一般競争入札など本市が行う契約手続に準拠して行ってください。
- 5 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項による加算金を納付しなければなりません。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき
 - ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき
 - ③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき
- 6 上記 5 において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による遅延損害金を納付しなければなりません。
- 7 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできません（耐用年数期間を経過した場合を除く）。
- 8 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。